

リース会計基準案、公表 — ASBJ

去る4月26日、企業会計基準委員会は第500回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

リース会計基準案等

企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準(案)」等の文案が示され、審議が行われた。

出席委員全員の賛成をもって公表議決され、5月2日公表された (https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2023/2023-0502.html)。

また、同日、ASBJから、本基準案に影響のある日本公認会計士協会の実務指針等に対する改廃の依頼がされたことを踏まえ、日本公認会計士協会から、改正案等が公表された (https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230502qgv.html)。

コメント期限は8月4日まで。

電子決済手段の発行・保有等の会計上の取扱い

第158回実務対応専門委員会 (2023年5月10日・20日

合併号 (No.1677) 情報ダイジェスト参照) に引き続き、資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いに関する実務対応報告等の文案について、審議された。

事務局から、タイトルについて「資金決済法における特定の電子決済手段の発行及び保有の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」(傍線追加箇所) とするなどの修正案が示された。

委員からは、文案の表現ぶり等について、意見が聞かれた。

処理

第102回企業結合専門委員会 (2023年5月10日・20日 合併号 (No.1677) 情報ダイジェスト参照) に引き続き、パースシャルスピンの会計処理についての審議が行われた。

基準開発の範囲に関して、事務局から次のような論点が示された。

「スピンオフ実施会社」

論点①・・・スピンオフ実施会社に一部の持分を残す株式分配(按

分型)において、配当財産の適正な帳簿価額をもって資本を減額すべきか

論点②・・・子会社株式を分配し支配を喪失した場合、連結上、持分変動による差額を損益に計上すべきか、利益剰余金の増減とすべきか

「スピンオフ実施会社の株主」

関連会社をスピンオフ実施会社とする株式分配(按分型)により、スピンオフ対象会社がスピンオフ実施会社の株主の子会社や関連会社以外となる場合(関連会社株式からその他有価証券)の次の論点をどう考えるか。

・論点③・・・個別財務諸表上、スピンオフ対象会社の株式の時価を測定し、損益を計上すべきか

・論点④・・・連結財務諸表上、持分変動による差額を損益に計上すべきか、利益剰余金の増減とすべきか

【その他の論点】

論点⑤・・・中間型分割(按分型)の取扱いを定めるべきか、定める場合、株式分配実施会社に一部の持分を残す株式分配(按分型)と同様の取扱いとすべきか

今月の税務

| 日付 | 項目 | 備考・コメント |
|--------------------------------|--|--|
| 6月12日(月)まで(10日が土曜日、11日が日曜日のため) | ① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和5年5月分) | ① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。 |
| 6月30日(金)まで | ② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和5年4月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和5年3月期) 2カ月延長法人(令和5年2月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(4月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額 4,800万円超のとき 1カ月ごと(4月期を除く) 直前期年税額 400万円超のとき 3カ月ごと(1月、7月、10月期) | ②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④～⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 |

事務局から、パーシャルスピ
ンオフに係る改正税制が時限的
なものであることを勘案する
と、今回、論点①と論点②を優
先すべき論点として取り扱う旨
の方向性が示された。

委員からは、事務局案におお
むね賛同する意見が聞かれた。
また、基準開発の時間軸につ
いて委員から質問があり、事務
局からは今夏に公開草案を出し
たい旨の回答があった。

会計

パーシャルスピ ンオフの会計処 理、検討進む

ASBJ、企業結合専門委

去る5月8日、企業会計基準
委員会は第103回企業結合專
門委員会を開催した。

第102回(2023年5月10
日・20日合併号(No.1677))
情報ダイジェスト参照)に引き
続き、「パーシャルスピ
ンオフの会計処理」について審議され
た。

例外的な取扱いの範囲

事務局は、非金銭資産の分配
について時価で会計処理するこ
とを原則としつつ、帳簿価額で
会計処理する例外的な取扱いを
設けることとし、その範囲につ
いて、次の案1、案2を提案し
た。

案1 完全子会社について子会
社株式の分配を行い、その結
果、当該株式が子会社株式お
よび関連会社株式に該当しな

くなる一部留保の株式分配(按
分型) について例外的な取扱
いをする。

案2 完全子会社について子会
社株式の分配を行い、その結
果、当該株式が子会社株式に
該当しなくなる一部留保の株
式分配(按分型) について例
外的な取扱いをする。

事務局は「案1および案2の
いずれの考え方もあり得るもの
の、米国会計基準においては(連
結に関する取扱いであるが)ス
ピンオフ実施会社に一部の持分
を残すスピ
ンオフのうち、一部
の子会社株式を比例的に配当す
ることによってスピ
ナー(元親
企業) がスピ
ニー(事業を切り
出して、新たに設立した会社)
の支配を喪失したと判断した場
合には完全なスピ
ンオフと同じ

経理に「効く」
法律雑学

共有の解消

弁護士
白川 敬裕

不動産を数人で一緒に所有する
ことがあります。たとえば、「不
動産業を営む兄弟2人(A、B)
が賃貸用物件を持分2分の1ず
つとして登記している」といつた
ケースです。数人で一緒に所有
することを「共有」関係といい、
共有の対象となっている物を「共
有物」といいます。民法は「各
共有者は、いつでも共有物の分
割を請求することができる」と
規定しています(民法256①本文)。
たとえば、A、Bが物件を分割
するとします。仮に物件が一筆
の土地であれば、これを2つに分
筆して分ける方法が考えられま
す。このように現物のまま分割
する方法を「現物分割」といま
す。他方、物件が建物の場合、
建物を2つに分けることは困難で
す。このような場合、一部の共
有者が他の共有者の持分を買い
取って共有関係を解消させること
が考えられます。

判例では、物件をAの所有とし、
AからBに対しBの持分価格の金
銭を支払わせる方法(賠償分割)
も許容されていました。2023
年4月1日から施行された改正
民法では、「裁判所が賠償分割を
命じることが可能である」旨が
明文化されました(民法258②)。
裁判所が価格賠償を命じようと
する場合、物件の価格が大きな
争点となります。通常の不動産
売買と同じように、Aは「安く
取得したい」、Bは「高く取得さ
せたい」と考え、双方の利害が
対立するからです。

「」旨の判決を下します。この
ような価格賠償の判決を得るに
は、Aにおいて預金通帳を裁判
所に提出するなどして、支払能
力があることを証明しておく必
要があります。裁判所が「Aに
買取資金がない」と判断した場
合、価格賠償を命じる意味があ
りませんので、裁判所は物件の
競売(競売分割)を命じる判決
を下します。競売分割の場合、
物件が競売となり、AとBは競
売代金を分けることとなります。
民事の裁判では多くの場合、
主張と証拠が出そろった段階で、
裁判官が和解による解決を試み
ます。共有物分割訴訟の場合、
「判決になる場合、高額な鑑定
費用がかかってしまう」、判決だ
と、物件の競売を命じられる可
能性がある」といった事情から、
当事者も和解を希望することが
比較的多いです。当事者双方が
それぞれ不動産鑑定士の簡易査
定を持ち寄り、中間的な価格で
妥結できれば和解に至ります。

共有者の間で分割の協議が整
わない場合、裁判所に共有物分
割請求の裁判を起こします(民
法258①)。裁判所が命じる分割方
法は「現物分割」が原則とされ
ています(民法258②一)。他方、
Aが物件の取得を希望し、Bが
金銭の取得を希望している場合、

物件の価格に争いがある場合、
裁判所が鑑定を命じることがあ
ります。鑑定が実施される場合、
裁判官が裁判所の名簿から双方
に利害関係のない不動産鑑定士
を選び、物件価格の鑑定を命じ
ます。鑑定の費用(不動産鑑定
士に支払う報酬)は、裁判の当
事者が負担することになります。

裁判所の鑑定費用は高額となる
ことが多く、マンション1室の鑑
定で100万円程度を要すること
もあります。
裁判所は鑑定の結果を参考に
物件価格を認定し、「AがBに対
して金〇万円の支払をすれば、
Bの持分2分の1をAが取得す
(民法258の二)。

共有者の間で分割の協議が整
わない場合、裁判所に共有物分
割請求の裁判を起こします(民
法258①)。裁判所が命じる分割方
法は「現物分割」が原則とされ
ています(民法258②一)。他方、
Aが物件の取得を希望し、Bが
金銭の取得を希望している場合、

物件の価格に争いがある場合、
裁判所が鑑定を命じることがあ
ります。鑑定が実施される場合、
裁判官が裁判所の名簿から双方
に利害関係のない不動産鑑定士
を選び、物件価格の鑑定を命じ
ます。鑑定の費用(不動産鑑定
士に支払う報酬)は、裁判の当
事者が負担することになります。

裁判所の鑑定費用は高額となる
ことが多く、マンション1室の鑑
定で100万円程度を要すること
もあります。
裁判所は鑑定の結果を参考に
物件価格を認定し、「AがBに対
して金〇万円の支払をすれば、
Bの持分2分の1をAが取得す
(民法258の二)。

取扱いをしていると考えられる

ことを踏まえて、国際的な整合性の観点から案2で進めていく」との考えを明かした。

専門委員からは、「単体だけで考えれば、案1が妥当のように思える」との声が多くあった。事務局は、「単体で考えれば、案1が妥当であるが、連単のパッケージで考えた際に、案2が妥当である」旨を説明した。特に、案1では連結の実務が複雑になってしまいう点が強調された。

スピンオフ実施会社の連結財務諸表上の会計処理

事務局案は次のとおり。

(1) 支配を喪失する株式分配に関する連結財務諸表における取扱いについても、帳簿価額で会計処理する例外的な取扱いを設けることとし、その範囲は個別財務諸表上の取扱いと同じとする。

(2) 支配を喪失しない株式分配 現行の日本基準において支配を喪失しない株式分配に関する定めは存在しないが、企業会計基準22号「連結財務諸表に関する会計基準」29項を踏まえると、連結財務諸表上、支配を喪失しない一部留保の株式分配（按分

型）を資本取引として処理する。

*

専門委員からは、「単体と連結の整合性を取ることは必要」、「支配を喪失しない一部留保の株式分配を資本取引として処理することに賛成する」という意

会計

直接償却の取扱い、検討—ASBJ、金融商品専門委

去る4月27日、企業会計基準委員会では第199回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する会計基準の開発における、ステップ2を採用する金融機関における直接償却の取扱いについて審議が行われた。

取り上げる理由

3月22日開催の第498回親委員会（2023年4月10日号（No.1674）情報ダイジェスト参照）等における信用減損金融資産に係る利息収益の認識の審議での、ステップ2を採用する金融機関の、引当における貨幣の時間価値の考慮、IFRS 9号「金融商品」における償却原価の採用および利率に係る審議のなかで、直接償却についても整理する必要があるとの意見

見があった一方で、「連結実務が複雑になるため、例外的な取扱いとして案2を採用する」という話だったが、案1を採用した場合の連結実務の複雑さが説明されていない」等、さまざまな意見が聞かれた。

が聞かれた。その後の委員会や専門委員会でも、追加的に検討を行う論点とすることに特段の異論は聞かれていなかった。

事務局分析

(1) IFRS・日本基準の取扱い IFRS 9号では、直接償却は償却原価測定の特例に定められているが、金融資産の減損と密接に関連する論点であると考えられる。

日本基準（金融商品会計基準等）では、貸倒引当金の会計処理の一部として直接償却に関する取扱いを定めており、貸倒引当金を算定するうえでの債権区分を前提とした定めを置いている。

この点、ステップ2で採用する方向で検討されている予想信

用損失モデルでは、これらの区分は設けないため、現行の債権区分を前提とする直接償却に関する定めを見直す必要がある。

国際的な比較可能性を確保することを重視するステップ2の目的を踏まえると、IFRS 9号における直接償却に関する定めを取り入れるとする。

その場合、IFRS 9号では、金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合は、直接償却を行うことを要求している。「合理的な予想を有して」いるかどうかの詳細なガイダンスは提供されておらず、IFRS 7号「金融商品・開示」では、企業の直接償却の方針の開示が要求されている。

一方、日本基準では、貸倒引当金の対象となる債権について回収可能性がほとんどないと判断された場合には、直接償却を行うことを要求している。「回収可能性がほとんどない」と判断されるかどうかの詳細なガイダンスは設けていない。

(2) 会計処理変更の可能性

このように、IFRS 9号および日本基準において、直接償却を行う時点に関する文言が同一ではなく、IFRS 9号を取

り入れた場合に会計処理が変わる可能性がある。しかし、両者とも詳細なガイダンスは設けられておらず、各社の個々の状況等によるため、IFRS 9号を取り入れても、企業の判断によつては、現行の実務や方針が大きく変わらない可能性がある。

事務局案

直接償却の方針に関する開示については別途議論をするとして、ステップ2では直接償却に関するIFRS 9号の定めを取り入れ、直接償却の方針に関する開示に係るIFRS 7号の定めをあわせて取り入れる。

専門委員の意見

専門委員からは、「事務局分析のように実務上変わらないのであれば賛成だが、直接償却の範囲が広がるのであれば、考慮してほしい」との意見に、事務局から「今回の提案は、企業の判断に委ねつつ、開示をしっかりと取りもらうというもの」と回答した。

一方、「実務的な対応を、書ける範囲で教育文書などに記載してほしい」との意見が聞かれ、事務局から、「実務的な目線合わせがどこまでできるか、検討する」との回答があった。

日本版S1・S2基準の論点、審議進む—SSBJ

去る4月25日、SSBJは第12回サステナビリティ基準委員会を開催した。

第11回（2023年5月1号（No.1676）情報ダイジェスト参照）に引き続き、日本版S1基準および日本版S2基準の開発に関する論点が審議された。

コア・コンテンツにおける4つの構成要素

提案は次のとおり。

- ① I S S BのS1基準およびS2基準のコア・コンテンツに含まれる開示目的および開示要求について、TCFD提言で示された4つの構成要素に基づき構成するという暫定決定を、SSBJが開発するサステナビリティ開示基準において受け入れる。
- ② I S S BのS1基準およびS2基準のコア・コンテンツの開示目的および開示要求について、これらと整合的な定めをSSBJが開発するサステナビリティ開示基準においても受け入れる。

- ③ 指標および目標の開示目的ならびに気候関連の目標の一部を修正するというI S S Bの暫定決定と整合的な定めを日本版S1基準およびS2基準に受け入れる。

バリュー・チェーンに関する情報

S1基準案40項（バリュー・チェーンに関する情報）と整合的な定めを日本版S1基準に受け入れる。

表示通貨

S1基準案39項では、通貨が測定単位として特定されている場合、企業は企業の財務諸表の表示通貨を使用しなければならぬとされており、これと整合的な定めを日本版S1基準に受け入れる。

不必要な重複の回避

S1基準案78項では、IFRS Sサステナビリティ開示基準が、共通の情報項目の開示を要求する場合、企業は不必要な重複を避けなければならない。たとえば、サステナビリティ関連の

リスクおよび機会に対する企業の監督が統合されている場合、ガバナンスに関する開示も重大な（significant）サステナビリティ関連のリスクおよび機会ごとに別個のガバナンスの開示の形式で提供するのではなく、結合しなければならないとされており、これと整合的な定めを日本版S1基準に受け入れる。

財務上のデータおよび仮定に関する開示

提案は次のとおり。

- ① I S S Bの再審議における暫定決定に基づき「可能な範囲で」の意味を明確にしたS1基準案80項と整合的な定めを日本版S1基準に受け入れる。
- ② サステナビリティ関連財務開示を作成する際に用いた財務上のデータおよび仮定の重大な相違について情報の開示を企業に求めるという、I S S Bの再審議における暫定決定と整合的な定めを日本版S1基準に受け入れる。

委員からは、「暫定決定がされているものの、複数シナリオがある場合、どのシナリオに基づいて会計上の見積りがなされる

経理用語の豆知識



情報システムと伝達

監査人は、リスク評価手続を通じて得た、①重要な取引種類、勘定残高または注記事項に関する企業の情報処理活動の理解、②情報システムおよび内部統制システムのその他の構成要素において、財務諸表の作成に係る重要な事項および報告責任について企業がどのように内外に伝達しているかの理解、③企業の情報システムと伝達が、適用される財務報告の枠組みに従った財務諸表の作成を適切に支援しているかどうかの評価により、財務諸表の作成に関する企業の情報システムと伝達を理解しなければならない。

①に関しては、(a)取引の開始から、それに関する情報の記録や、財務諸表において開示するまでの流れ等を含む情報システムにおける情報の流れ、(b)会計記録、特定の勘定および情報システムにおける情報の流れに関連する他の裏づけとなる記録、(c)注記事項を含む、財務諸表を作成するプロセス、(d)上記(a)～(c)に関連するIT環境を含む企業の経営資源について理解する。

遡及適用による繰延税金資産（負債）の変更



会計方針の変更により遡及適用した年度の比較情報において、資産または負債の額が変更される場合であって、当該変更に伴い一時差異が生じるときは、当該一時差異に係る繰延税金資産または繰延税金負債の額を遡及適用した年度の比較情報に反映させる。子会社等が会計方針を変更し当該会社の留保利益が変更されることにより、遡及適用した年度の比較情報において子会社等に対する投資に係る連結財務諸表固有の一時差異の額が変更される場合で、当該一時差異に係る繰延税金資産または繰延税金負債を計上しているときは、当該一時差異の額の変更に係る繰延税金資産または繰延税金負債の額を遡及適用した年度の比較情報に反映させる。

過去の誤謬により修正再表示した年度の比較情報において、資産または負債の額が変更される場合、当該変更に伴い一時差異が生じるときは、当該繰延税金資産または負債の額を修正再表示した年度の比較情報に反映させる。

今後2年間の作業計画についての見解募集を開始—ISSB

ているかの説明が求められるのでは」といった意見が聞かれ、事務局は「検討する」と回答した。

見る5月4日、国際サステナ

リティ基準審議会（ISSB）

に関する開示

提案は次のとおり。

決定し、2024年以降の活動

① ISSBの再審議において、現在のおよび予想される財務的影響（S1基準案22項）ならびに指標（S1基準案30項）をS1基準案79項（見積りの不確実性に関する開示）の適用対象とすることが暫定決定されたものの、日本版S1基準では、特段対象を限定せず、見積り全体を対象としたうえで、S1基準案79項と整合的な定めを受け入れる。

情報要請の概要

情報要請において

② S1基準案81項〜83項（結果の不確実性に関する開示）と整合的な定めを日本版S1基準に受け入れる。

以下、「情報要請」

（以下、「情報要請」という）を公表し、今後2年間の作業計画について関係者からの情報収集を開始した。

③ S1基準案81項〜83項（結果の不確実性に関する開示）と整合的な定めを日本版S1基準に受け入れる。

以下、「情報要請」

（以下、「情報要請」という）を公表し、今後2年間の作業計画について関係者からの情報収集を開始した。

④ S1基準案81項〜83項（結果の不確実性に関する開示）と整合的な定めを日本版S1基準に受け入れる。

以下、「情報要請」

（以下、「情報要請」という）を公表し、今後2年間の作業計画について関係者からの情報収集を開始した。

⑤ S1基準案81項〜83項（結果の不確実性に関する開示）と整合的な定めを日本版S1基準に受け入れる。

以下、「情報要請」

（以下、「情報要請」という）を公表し、今後2年間の作業計画について関係者からの情報収集を開始した。

⑥ S1基準案81項〜83項（結果の不確実性に関する開示）と整合的な定めを日本版S1基準に受け入れる。

以下、「情報要請」

（以下、「情報要請」という）を公表し、今後2年間の作業計画について関係者からの情報収集を開始した。

⑦ S1基準案81項〜83項（結果の不確実性に関する開示）と整合的な定めを日本版S1基準に受け入れる。

以下、「情報要請」

（以下、「情報要請」という）を公表し、今後2年間の作業計画について関係者からの情報収集を開始した。

⑧ S1基準案81項〜83項（結果の不確実性に関する開示）と整合的な定めを日本版S1基準に受け入れる。

以下、「情報要請」

（以下、「情報要請」という）を公表し、今後2年間の作業計画について関係者からの情報収集を開始した。

⑨ S1基準案81項〜83項（結果の不確実性に関する開示）と整合的な定めを日本版S1基準に受け入れる。

以下、「情報要請」

（以下、「情報要請」という）を公表し、今後2年間の作業計画について関係者からの情報収集を開始した。

自社株買いに関する開示の修正、公表—SEC

見る5月3日、SEC（米

国証券取引委員会）は自社株

買いに関する開示について、1934年証券取引法の改正を公表した。

改正は、近年、米国においては

自社株買いの金額が巨額となっていることを背景としている。

一部の投資会社を除くその

改正の概要

改正では、SEC登録企業は、

四半期ごとに（一部の投資会社は半期ごと）、「自社株買いの実施日ごとの購入株数と平均購入価格を開示すること」と「役員が購入計画の公表の前後4営業日の間に株式を取引したかどうかを示すこと」（定量的開示）が求められる。

また、自社株買いの目的または合理性と購入金額決定のプロセスまたは規準、取引の制限を含む購入期間中の役員による株式の売買に関する方針と手続についての説明（説明開示）が求められる。

適用関係

SEC登録者である外国企業は、定量的開示については、

SEC登録者である外国企業は、定量的開示については、

SEC登録者である外国企業は、定量的開示については、

SEC登録者である外国企業は、定量的開示については、

SEC登録者である外国企業は、定量的開示については、

SEC登録者である外国企業は、定量的開示については、

SEC登録者である外国企業は、定量的開示については、

SEC登録者である外国企業は、定量的開示については、

SEC登録者である外国企業は、定量的開示については、

(図表) 見解が募集されている主な事項

| 項目 | 見解が募集されている主な事項 |
|------------------------------------|--|
| ① ISSBの活動の戦略的方向性とバランス | 新しいリサーチ・基準設定の開始、IFRS S1号およびS2号の導入支援、ISSB基準の焦点を絞った拡充のリサーチ、SASB基準の強化といった事項の優先順位や、他に実施すべき活動 |
| ② プロジェクトの優先順位および作業計画への追加を評価するための規準 | (1)投資家にとっての重要度 (2)情報開示の欠陥 (3)影響範囲 (4)普及度・深刻度 (5)プロジェクト間の関係 (6)プロジェクトおよび解決策の複雑性・実行可能性 (7)ISSBおよび利害関係者のキャパシティ 上記からなる7つの評価基準 |
| ③ 作業計画へ追加すべきプロジェクト候補 | (1)生物多様性、生態系および生態系サービス (2)人的資本 (3)人権 (4)財務報告における情報をさらに統合する方法の探求 上記の4つの候補案についての優先度や各候補に含めるべきサブトピックス等 |

SEC登録者である外国企業は、定量的開示については、

SEC登録者である外国企業は、定量的開示については、

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日付 | 法規等 | 出所 | 備考 | 掲載号 |
|------------|--|-----------|---|-----|
| 2023年4月25日 | DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.3 | 総務省・経済産業省 | 企業がプライバシーガバナンスの構築のために取り組むべきことを取りまとめたガイドブックの改訂版。記載される概念の整理や、諸外国の法令等に係る情報収集方法の追加等を行ったもの。新たに英訳版とガイドブックの要件・重要項目別に整理した実践例集が策定されている。 https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacy.html | — |
| 2023年4月26日 | コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム(「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書(6)) | 金融庁 | コーポレート・ガバナンス改革の実質化に向けて、収益性と成長性やサステナビリティを意識した経営、投資家との対話の基礎となる情報開示の充実など、今後の取組みに向けた考え方や具体的な取組み内容について、フォローアップ会議としての提言を取りまとめたもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230426.html | — |

金融

FRB利上げと地銀の経営危機

米連邦準備制度理事会（FRB）の最近の利上げによる地銀の経営不安についての議論は、金融政策と銀行業界の複雑な相互作用を浮き彫りにしている。この問題は単純な利上げの結果だけではない。FRBが0.25%の追加利上げを行った直後、一部の地銀が含み損を抱えることになった。破綻した銀行の自己資本比率は、マイナスまたは0%から2%台に落ち込み、総じて低下した。

これらの銀行が保有する債券や住宅ローン債権の価値下落の原因は、利上げだけではなく、すでに経営状態が不安定で、資産・負債管理（ALM）に問題があったと考えられる。さらに、FRBの融資枠の利用額が4月26日時点で計1,551億ドルに達し、米シリコンバレー銀行破綻前と比べて30倍以上に膨らんだと報道されたが、これもFRBの利上げだけが原因とはいえない。

資金調達が増え、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況

の悪化や業績の不振など、複数の要素が絡んでいる。たとえば、バックウエスト・バンクは預金減少率が17%と上場地銀のなかで相対的に大きく、スタートアップとの取引も多いため、経済環境の変化に対応するためのリスク管理能力の不足が明らかとなった。メディアで批判されているように、FRBによる政策対応の遅れが問題を悪化させた面は否めない。

しかし、地銀の破綻には、その銀行の経営戦略や金利リスク管理、業界全体の競争状況から、地銀自体のビジネスモデルやリスク管理能力も関与している。金融市場の健全性を維持するためには、中央銀行の適切な政策運営だけでなく、個々の金融機関の健全な経営とリスク管理が不可欠だ。

FRBの政策運営に対する批判だけで問題は解決しない。より広い視野で金融システム全体をみるのが重要となる。

証券

アメリカの経済と金融政策が決める世界の株価

主要国の株価は大半が一進一退の様相を示している。当面の米株価は米連邦準備制度理事会（FRB）が公表している長期的な利上げ計画が現実のインフレや景気の推移を受けて、どのように改訂されるかにかかっている。投資家は毎月のインフレ率（消費者物価上昇率）、経済成長率、雇用、失業率など経済指標が事前予想よりもよかったかどうか、その結果を受けて、FRBの利上げ行動について予想し直す。

経済指標が期待どおりの実績を示せば、FRBの利上げはこれまでの計画よりも早く縮小・終息し、利上げ打ち止めの時期は遠くないと考えて、株買い行動に出る。株価は反騰するだろう。経済指標が期待外れとなれば、FRBの利上げ計画はよりシビアなものに改訂されることになる。株は失望売りとなり、株価は下落する。

最近の米経済では利上げ効果で景気後退必至（経済成長率低下）との予想が強まっているが、発表される経済指標は景気の底堅さを示すものも多い。そのため、投資家がFRBの今後の利上げ計画を判断するのが難しくなっているようだ。こうした米株式市場の動向を反映して、欧州、アジア各国の株価もほとんどが一進一退状態だが、経済成長が順調といわれるインドの株価だけは、上昇基調にある。

また、現在の日本株価もインフレに次ぐ例外的存在といえる。その背景には、日本市場だけがコロナ禍での世界的インフレにもかかわらず、超低金利政策を堅持し、金利上昇による経済の各方面への打撃を最小限にとどめたことがある。さらに日本銀行総裁の交代時期に、新総裁がこれまでの政策を維持することを明言、株式市場の懸念を封じ込めたことも軽視できない。

米経済が多数派の予想どおり景気後退、インフレ沈静、FRBの利上げを終了したとき、日本がどんな金融政策をとるか、世界の株価動向のカギとなる。